

令和6年議案第5号

江南市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度の組織再編に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

江南市教育委員会事務局組織規則（平成30年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「こども未来部」を「健康こども部」に改める。

第2条第2号中「こども未来部」を「健康こども部」に、「こども政策課」を「子育て支援課」に改める。

第7条を次のように改める。

（健康こども部の事務分掌）

第7条 健康こども部の事務分掌は、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、遊び及び生活の場を提供し、多様な体験活動を実施することとする。

第8条第3項第2号中「生涯学習活動を促進するため、講座及び教室を開催する」を「学習意欲の向上を図るため、講座等の開催をする」に改め、同項第4号中「社会教育施設」を「公民館」に改め、同項第11号を削る。

第9条を次のように改める。

（健康こども部に属する課の事務分掌）

第9条 子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1）全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域と連携して多様な体験・交流活動を実施すること。
- （2）児童の健全育成を図るため、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 江南市教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)に次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康こども部</u></p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 前条に規定する次の各号に掲げる部に、当該各号に掲げる課を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康こども部 子育て支援課</u> <u>(健康こども部の事務分掌)</u></p> <p>第7条 <u>健康こども部の事務分掌は、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、遊び及び生活の場を提供し、多様な体験活動を実施することとする。</u> (教育部に属する課の事務分掌)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市民の学習意欲の向上を図るため、講座等の開催をすること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民活動及び生涯学習活動の場を提供するため、<u>公民館</u>の管理運営をすること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>こども未来部</u></p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>こども未来部 こども政策課</u> <u>(こども未来部の事務分掌)</u></p> <p>第7条 <u>こども未来部の事務分掌は、楽しく、安心して子育てできるよう、地域と連携し子育て支援を推進することとする。</u> (教育部に属する課の事務分掌)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民の<u>生涯学習活動を促進するため、講座及び教室を開催すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民活動及び生涯学習活動の場を提供するため、<u>社会教育施設</u>の管理運営をすること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p><u>(健康こども部に属する課の事務分掌)</u></p> <p><u>第9条 子育て支援課の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域と連携して多様な体験・交流活動を実施すること。</u></p> <p><u>(2) 児童の健全育成を図るため、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供すること。</u></p>	<p><u>(11) 江南市と関係の深い都市を理解し、友好を深めるため、都市交流を推進すること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>(こども未来部に属する課の事務分掌)</u></p> <p><u>第9条 こども政策課の事務分掌は、子どもの健全な育成を図るため、放課後児童の活動場所の提供をすることとする。</u></p>

令和6年議案第6号

江南市教育委員会公印規則の一部改正について

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度の組織再編に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

江南市教育委員会公印規則（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

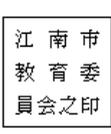
別表中「こども政策課長」を「子育て支援課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

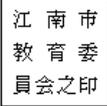
新					
(公印の名称等)					
第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者(公印を管守する者をいう。以下同じ。)は、別表に定めるところによる。					
別表(第2条関係)					
名称	寸法 (単位 mm)	書体	形式ひな 型	用途	管守者
教育委員会印の項 (略)					
教育委員会印	方 18	かい書		許可書用	<u>子育て支援課長</u>
教育長印の項～少年センター所長印の項 (略)					

旧

(公印の名称等)

第 2 条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者(公印を管守する者をいう。以下同じ。)は、別表に定めるところによる。

別表(第 2 条関係)

名称	寸法 (単位 mm)	書体	形式ひな 型	用途	管守者
教育委員会印の項 (略)					
教育委員会印	方 18	かい書		許可書用	<u>こども政策課長</u>
教育長印の項～少年センター所長印の項 (略)					

令和6年議案第7号

江南市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正について

江南市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度の組織再編に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成20年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

第14条中「こども未来部こども政策課」を「健康こども部子育て支援課」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）の新旧
対照表

新	旧
(庶務) 第 14 条 子ども教室の庶務は、 <u>健康こども部子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第 14 条 子ども教室の庶務は、 <u>こども未来部こども政策課</u> において処理する。

令和6年議案第8号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度の組織再編に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱(案)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第7条中「こども未来部こども政策課」を「健康こども部子育て支援課」に改める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱(案)
の新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第7条 運営委員会及び研究会の事務は、 <u>健康こども部子育て支援課</u>において処 理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 運営委員会及び研究会の事務は、 <u>こども未来部こども政策課</u>において処 理する。</p>

令和6年議案第9号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の一部改正について

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の一部を改正する要領を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度の組織再編等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の一部を改正する要領（案）

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の（平成31年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「応募日現在において20歳以上」を「任期の初日において18歳以上」に改める。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条第2項を次のように改める。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康こども部長
- (2) 子育て支援課長
- (3) 子育て支援課主幹
- (4) 子育て支援課担当グループリーダー

第6条第3項中「こども未来部長」を「健康こども部長」に改める。

第11条中「こども未来部こども政策課」を「健康こども部子育て支援課」に改める。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の一部を改正する要領（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(応募資格)</p> <p>第3条 委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>任期の初日において18歳以上で、市内に在住、在勤又は在学する者</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(応募方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(選考委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>健康こども部長</u></p> <p>(2) <u>子育て支援課長</u></p> <p>(3) <u>子育て支援課主幹</u></p> <p>(4) <u>子育て支援課担当グループリーダー</u></p> <p><u>二</u></p> <p>3 選考委員会に委員長を置き、<u>健康こども部長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 委員の公募及び選考に関する庶務は、<u>健康こども部子育て支援課</u>において処理する。</p>	<p>(応募資格)</p> <p>第3条 委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>応募日現在において20歳以上で、市内に在住、在勤又は在学する者</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(応募方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 提出方法は、持参、郵送又は電子メールとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(選考委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 選考委員会の委員は、次の者により組織する。</u></p> <p>(1) <u>こども未来部長</u></p> <p>(2) <u>こども政策課長</u></p> <p>(3) <u>こども政策課主幹</u></p> <p>(4) <u>こども政策課子育て政策グループリーダー</u></p> <p>3 選考委員会に委員長を置き、<u>こども未来部長</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 委員の公募及び選考に関する庶務は、<u>こども未来部こども政策課</u>において処理する。</p>

令和6年議案第10号

江南市文化財保護委員の委嘱について

別紙の者を江南市文化財保護委員に委嘱したいので、江南市文化財保護規則（昭和42年規則第1号）第3条の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市文化財保護委員の任期が令和6年3月31日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

令和6年議案第11号

江南市スポーツ推進委員の委嘱について

別紙の者を江南市スポーツ推進委員に委嘱したいから、江南市スポーツ推進委員設置規則（昭和37年規則第1号）第3条の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年2月21日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市スポーツ推進委員の任期が令和6年3月31日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。